

# 教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 28 年 6 月 6 日(月) 開会 10 時 30 分  
閉会 13 時 58 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件 ①子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情(平成 28 年陳情第 8 号)
- ②HPV ワクチン接種後の症状発症者に対する救済支援の陳情(平成 28 年陳情第 9 号)
- HPV ワクチン接種後症状に関する問題解決のための陳情(平成 28 年陳情第 10 号)
- ③二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 42 号)
- ④閉会中の継続調査の報告内容について
4. 出席者 小笠原委員長 野地副委員長 根岸委員 前田委員 二宮委員 露木委員  
渡辺委員 添田議長
- 執行者側 ①教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務班長、指導班長  
②～③教育長、健康福祉部長、教育部長、健康福祉部参事兼健康づくり課長、福祉保険課長、教育総務課長、保健予防班長、福祉・障がい者支援班長、指導班長、  
③町長、副町長、健康福祉部長、子ども育成課長、子育て支援班長
- 傍聴議員 6 名  
一般傍聴者 2 名

---

## 5. 経 過

### ①子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情(平成 28 年陳情第 8 号)

委員長 子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情(平成 28 年陳情第 8 号)を議題とする。

お諮りする。本陳情について議会基本条例第 15 条の規程により、陳情者の意見を聞くこととしたいがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本日は小嶋様と吉田様に出席をいただいている。それ

では 10 分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

## <趣旨説明>

### (中地区教職員組合：小嶋氏・吉田氏)

小嶋氏

子どもたちのゆたかな学びと育ちの実現に向け、少人数学級の実現、教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持拡充に向け、取り組みを進めてきた。しかしながら、それらの実現には、いまだ遠い状況である。子どもたちを取り巻く教育環境に目を向けてみると、日本は OECD 諸国に比べ、1 学級当たりの児童生徒数や、教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっている状況である。例えば、OECD の図表で見る教育 2013 によれば、日本の初等教育段階における、1 学級当たりの児童は、27.9 人、前期中等教育段階での学級では 32.7 人の生徒が在籍しているといわれている。二宮のある小学校に目を転じてみると、1 学級当たり 36 人となっており、その水準を上回っていることが分かる。また、我々が目指す 30 人以下学級を実現させるためには、学校規模にもよるが、3~4 名の教職員の増員が必要と考えられる。しかしながら財務省は、財政制度等審議会の分科会の中で公立小中学校の教員の定数を少子化の影響を考え、1 万 4 千人減らすべきと主張している。少人数学級が必ずしも学力の向上につながっていないとしているが、教職員の増員は学力の向上だけが目的ではなく、個に応じた、そして一人ひとりにきめ細やかな教育を提供するためにも必要ということを改めて求める必要がある。そのような中、障がいのある子どもたちへの合理的配慮の対応、外国につながる子どもへの支援、いじめ不登校への対応をはじめ、様々な課題が挙がっている。また、外国語活動を始めとして、求められる学習内容や授業時間も増加しており、これらの状況に対応し、子どもたちのゆたかな学びを実現するためにも、計画的な教職員の定数改善が必要だと感じている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた定数改善計画が必要。各自治体で創意工夫をしていただきながら、学習支援員等をはじめとした、サポートスタッフの配置をしていただいているが、それでは自治体間、地域間格差は否めない。一人ひとりにきめ細やかな対応、そして教育を実現するためにも、国段階での教職員の定数改善が必要不可欠である。また、昨今情報化が進み、教育の世界においても ICT 化が進んでいる。タブレット端末等の ICT 環境整備により授業においては、子どもたちの学習意欲が喚起され、より深い理解と次の学びへつながっていく。しかし、ICT 環境整備には各自治体により差があり、ICT 機器を使いたい時に使えない状況もある。タブレット端末の環境整備が整うことにより、例えば体育の授業において、自分の運動をすぐに動画で見て、動きのコツをつかんだり、話し合い活動において、子どもたちの考えを集約し、活性化させたりと、大きな教育効果が生まれている。このような学びの姿を ICT の環境整備により、広げていきたいと考えている。これらの背景を受け、陳情するものである。

委員長

先ほど資料が配付されたが、これについて説明はあるか。

小嶋氏

(子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情に関わる資料) 2 ページである。こちらには、35 人以下学級の効果が記載されている。子

どもたちがクラスに馴染む、または落ち着いたなどの学びの前提条件となるような要素が充実されることが分かると思う。

3 ページである。より詳しく 35 人以下学級の効果が記載されているが、学び事態の学習意欲の向上、授業の活性化、一人ひとりにきめ細かく対応するための個別指導の充実にも大きな効果が得られていることが分かる。

6 ページである。趣旨説明の後段でも説明させていただいたが、タブレット端末と、教育用コンピューターの整備状況になるが、平均が 6.5 台。神奈川県はこれを下回っている状況ということが分かる。

7 ページである。電子黒板の整備状況である。1 学級当たり、0.15 台という数値を神奈川県は下回っている状況であるので、この整備を進めることによって学びをより活性化できるのではないかと考えている。

### <陳情者に対する質疑>

渡辺

タブレット、コンピューターの話があったが、これは神奈川県全体でこのような状況であるが、私自身は県内で差があるような気がするが、その辺の状況はどうか。

もう 1 点、1 つの目安として 35 名ということがあったと思うが、陳情では具体的に言及されていなかった。その考えは。

小嶋氏

県全体の平均はこのようになっているが、例えば中地区においても、ある自治体では学校に 40 台、これでも使いたい時に使えないという数である。600 人の全校児童に対し、40 台では 1 学年が使うにも満たないという状況であるため、貸し出し状況を黒板に記載しながら、他のクラスの様子を見て使用する状況である。

2 点目について、法制上、全校教育福祉的に小学校 1 年生は 35 人以下学級が実現している状況である。ただ、2 年生以降については、県独自で予算を付けていただいている中で、2 年生も 35 人以下学級、ここから 3 年生以上になると、40 人学級と国のシステムに倣って運用されている。我々が目指したいところは、30 人以下学級ということになるが、今の 40 人という所から、急に 30 人という 10 名分の教育予算を付けていただくことはなかなか難しいという所から、当面 35 人という所を目指しながら、取り組みを進めたいと考えている。県独自ではなく、全国的に 1 年生から 6 年生まで 35 人以下学級を実現し、その先に見据えるのが 30 人以下学級という捉えで活動している。

渡辺

そうすると神奈川県の平均をとればこの台数であるが、財政力のあるところ、ないところでは差が出ており、中身も遅れているという状況で理解した。人数については、2 年生と 3 年生で差があることは、どのような理由で合理化されているのか。どのようないきさつがあって、1 年、2 年までは 35 人にしようということできているのか、何か理論上明確な差があってここに線引きをしているのか。

小嶋氏

数年前から小 1 プログラムとして、緩やかな、なめらかで無理のない小学校 1 年生の接続ということが全国的に問題、課題となっているところである。問題、課題となっているところである。幼稚園、保育園できめ細やかに保育者から教育を提供され、信頼関係を築いている中、急に 1 年生になり、それが

35人になるのが実態である。それがもし、1年生も40人であると考えると、そのギャップはさらに大きくなるということになる。6学年の中で、どこにまず35人と言った時には、恐らく低学年のところへ配置されている、県としてもそれを拡充するとなると、2年生に予算付けをするという所で推移している。ただ、小学校6年生から、中学校1年生へのギャップも大きいと言われており、県下では幼保から小学校、小学6年生から中学1年生への学びの連続というのも考えられているところである。決して1年生、2年生が35人が必要ではなく、中学校につながる5年生、6年生、その間を取り次ぐ3年生、4年生も決して教職員の人数が少なくてもいいというわけでない。その学年も必要なので、それを目指したい。

渡辺 基本的には小学校高学年は40名であり、幼稚園から小学校へ入る時のギャップの問題があるので、その点で少し人数を増やし、モラトリアム的に扱っていると。ただそれは理想からは程遠いという理解でよいか。

小嶋氏 そうである。

露木 1年前にこのような陳情が出されていると思うが、この1年の間に良い方へ向かった部分があるのか、格差が広がった部分、悪い方向へ行っているという感覚はあるか。変化した部分はあるか。

小嶋氏 タブレット等をはじめとする教育機器については、現状維持が実態である。進まないという所で、決して新たに購入できる物でもないので、そこには時間がかかるのかなと思う。よってこのように引き続き提出させていただいている。

露木 現状維持というのは、格差がそのままになっているのか、その中でやはり飛びぬけて購入しているような学校が増えてきているのはどうなのか。

小嶋氏 中地区管内で言うと、現状維持という状況。ただ、教育機器を使った授業研究などの取り組みも進んできているので、その効果がより広まっていくと整備はすすんでいくと考えている。

二宮 陳情事項について、1番目の「学級規模の弾力化」とあるがそれについて。2番目の「義務教育教科書無償制度」の継続という、不安要素に結びつく根拠を伺う。3番目「義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに」とあるが、文章的には不安要素があるからこそ載せた文章かなと思うので、その根拠について。また、国の負担を2分の1にすることについて、影響は何があるのか。

小嶋氏 1点目、教職員の定数に関する法律で言うと、40人を学級数を基に配置されるということになるが、40人のクラスを1人の職員が配置されるのが基本。ただ、それがもし1人増え、41人になった時に2人となる。1人の違いで1人になるか2人になるかが変わってくる。これは雲泥の差である。そこを弾力的に運用していただくことにより、教職員の安定的な配置を図りたいということが1つ。それと同時に、小規模校に置いては、単級といい学年に1クラスし

かクラスが存在しない。6 学年あれば 6 名の担任がいるわけであるが、もし 1 人授業にあたることができないとなれば、その小規模校に配置されている職員数は学級数を基に決まるので、少ない職員で学校を運営することになる。そういった小規模校に対する職員の配置についても、学級数を基に配置するのではなく、学校の実情も踏まえ配置数を決めてほしいということ。

2 点目について、もし教科書がタブレットになった場合、果たして国としてそれを無償で提供できる予算立てができるのか、それを保護者に負担を強いるような実態を見ずえていないかという所が危惧しているところである。

3 点目、陳情にも記載をしたが、当初は 2 分の 1、現在は 3 分の 1 となる。この 2 分の 1 は教育に特化し、目的用途がはっきりしている 2 分の 1 であったが、それが 3 分の 1 に減っているというわけなので、自治体には 3 分の 1 の金額自体はきているわけだが、残りは交付税で来るわけである。6 分の 1 は教育を押しとしないでも使用できる部分になる。そうすると、自治体の財政状況によっては、元々 2 分の 1 と決まっていれば、それを全て教育に充てて下さるわけだが、財政困難だとなれば、その交付税となった 6 分の 1 を教育ではないところへあてがってしまうという危惧をしている。

4 点目も関連し、2 分の 1 に戻ることにより、教育にその予算を使っていたことになる。

前田 自治体にきた交付税について、全て教育費に充てている自治体、そうでない自治体、その辺はつかんでいるか。

小嶋氏 具体ではつかんでいない。ただ 6 分の 1 の予算部分をどのように運用しているかは具体的にはキャッチできていないが、そういう可能性を秘めているところ。

前田 各自治体の一般会計に占める教育費の割合はつかんでいるか。

小嶋氏 つかめていない。調べさせていただく。

前田 その辺りを調べていただき、わが町も非常に少ない予算配当しかいただけない。委員会等ではタブレット等も用意したいという考えは十分あるが、予算的な問題で、なかなか購入できないのが各自治体の実態ではないかと思うので、その辺りも是非調べてほしい。

### < 執行者側への参考質疑 >

渡辺 今の教員の構成は陳情者の趣旨によると、第 7 次教職員定数改善計画に則っているとあるが、それに沿っているものであるのか。

定数で定められた、教員の数といわゆる加配されている教員の数を教えてほしい。

指導班長 毎年度、県教委とヒアリング等も通し、定数通りの人数を配当していただいている。

加配については、教職員の定数は規定ということでクラス数から配当される人数とは他に、加配ということで、教育活動を工夫したいということなどの

場合、追加で配当されている人数であるが、小学校3校で今年度9名が加配されている。中学校は2校で追加されている。

渡辺 昨年、研究授業を見たときに、数学を2クラスに分け、授業をしていたが、その内容を見て、子どもも非常に集中してやっているという印象を受けたが、加配を受けての授業と受けていいのか。

指導班長 おっしゃる通りで、指導方法の工夫改善という、少人数による指導、1クラスを半分に分け、半分の人数で先生が1人ずつ付いて教える少人数指導や、TT(チームティーチング)、1クラスに複数の先生が入り、授業を行い、きめ細やかな対応をするといった、指導方法の工夫改善ということをしている。

渡辺 そういったきめ細やかな対応をするためには、加配された先生が欠かせないということである。

野地 この陳情が、二宮町が考えている将来の教育方針にそぐわないということはあるのか。町としてはコミュニティスクールを研究して進めたいと。小中一貫教育についても今後研究をしていきたいという所もあるが、二宮町の方向性と反することがあれば、教えてほしい。

教育長 反することはないと思うが、やり取りを聞いている中で、二宮町や中地区ではなく、国に対する陳情である。国の教育予算の増額が進めばICT化と。町の財政が厳しいからICT化が進まないのではなく、この陳情事体は国に教育予算の増額を要望しているわけである。もう1つは教職員の給与は国庫負担制度により成されるわけであるが、県単独措置が2分の1から、3分の1になったことにより減っているわけである。例えばかつて二宮町の指導主事のうち1名は、県と国の金で1人持たれていたわけである。今2人いるが、町のお金で給与を支払っているわけである。この制度が2分の1の時代は、県と国のお金で1人つけてもらっていた。国の教育予算が減れば減るほど都道府県への教育予算というか、ICTもそうであるが、補助率が少なくなればとりわけ小さい自治体ではアップアップになる。町単独ではICT機器は入れられないと、空調機器も入れられないということになるので、さらに教育予算を増額してほしいという陳情は大賛成なのであるが、陳情の仕方が町にしているような曖昧。二宮町議会から国に対して陳情をしてほしいという話であるので、教育予算を小さい自治体に向けられると苦しい。ということで大賛成の陳情である。

野地 よく分かった。二宮町も大きく教育環境を変えようとしている中で、二宮町の子どもたちの教育を充実させるためには、この陳情が必要であるということに理解した。

休憩 11時04分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11時04分

**<意見交換>**

なし

## <討論>

なし

## <採決>

委員長

それでは、陳情第 8 号を採決する。陳情第 8 号を採択とすることに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第 8 号は採択と決した。次に、この陳情に関する意見書案の作成については、どうするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任の声があったので、意見書の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第 8 号の審査を終了する。

---

## ② HPV ワクチン接種後の症状発症者に対する救済支援の陳情(平成 28 年陳情第 9 号)

### HPV ワクチン接種後症状に関する問題解決のための陳情(平成 28 年陳情第 10 号)

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。HPV ワクチン接種後の症状発症者に対する救済支援の陳情(平成 28 年陳情第 9 号)、HPV ワクチン接種後症状に関する問題解決のための陳情(平成 28 年陳情第 10 号)を一括議題としたいが異議はあるか。

(異議なしとの声あり)

それでは一括議題とする。暫時休憩する。

休憩 11 時 17 分

再開 11 時 24 分

委員長

お諮りする。本陳情について議会基本条例第 15 条の規程により、陳情者の意見を聞くこととしたいがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。それでは 10 分程度にまとめて趣旨説明をお願いする。

## <趣旨説明>

※陳情趣旨説明者の氏名については、非公開の申し出があったため、陳情者と表記する。

### (全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川支部 陳情者趣旨説明者 2 名)

陳情者

陳情の要望の「個々のニーズに応じた教育機関の対応や就労の支援」から説明をさせていただく。

現在、神奈川県ではこの対応に関して理解をしていただいている学校が多い。診断書を学校に提出し、理解がより深まっている。体育の授業を受けられないかたが多いが、他の課題で対応をしてもらっている。欠席日数は単位を落とすでも年間で見ても、取得できるように配慮され、別課題で取得・評価といったケースがとられている。しかし、連絡会にあがっている 17 の報告事例というも

のがあるが、悲惨なことがいっぱい書いてあり、通えなくなると退学を勧められ、通信高校に転校をするお子さんがほとんどである。転校する前の段階は親や本人にとって一番厳しく辛い状況であるが、教師や養護の先生に詐病扱いを受け、必要以上の言葉を浴びせられ、本人が望まない退学も多くあった。高校を卒業した後、大学で単位を取れずに退学するケースもある。かといってその子たちが働こうとしても身体的に無理があるので、勤め先を見つけるのは非常に困難で、障害者手帳などがあれば、就労支援を受けられるといった声が多くあがっている。働きたい、社会とつながりを求めたいと願う子どもたちの希望が叶うように支援体制の仕組みを作っていただきたいと思う。

次の要望事項で「医療における厚生労働省職員や医師、患者による対策検討会の設置と、県や国との連携した医療機関の充実」だが、資料の7ページに横浜市から厚労省にあげている要望の内容が載っている。医療機関における理解の促進ということで、厚生労働省では都道府県単位で診療のできる協力医療機関を選定し公表しているが、接種後の症状で苦しむかたや保護者のかたからは、協力医療機関にワクチン接種との関連を疑い、症状を訴えても十分な理解が得られず、治療を受けられない場合があるといった声があがっている。多様な症状を呈する患者側に適切な診療を提供する体制が十分ではないということになる。

(資料4 ページ 5、医療体制の不備とデータ共有の必要性)

資料の内容であるが、事例の1、意識喪失、呼吸困難など症状発症し協力医療機関である東海大学付属病院(伊勢原市)へ緊急搬送され、点滴処置を受けていた際に副反応があると告げたところ「横浜の先生に診てもらって」と言われ、点滴を途中で抜かれて帰されたケース。

資料にはないが、同じく東海大学付属病院で、胸の痛みと苦しきで緊急救急搬送され、救急医が処置できず、ブドウ糖を点滴していた最中に決まりであるからと、妊娠しているかどうかの検査を行ったということである。本人は身に覚えがないので拒否すると、部屋の外で待っていた親にも「決まりなので」と強制に近い形で同意を求めてきたそうで、断ることができなかったそうである。こちらの医師にも副反応の症状であるということは伝えている。

神奈川県では7つの協力医療機関があるが、被害者連絡会に属するかたは3月まで横浜市大小児科で勤務されていた横田俊平氏に診療後、多くのかたが受けている。その先生にかかるまでに平均すると10か所の医療機関を受診している。つまりその前の医療機関では医師と患者の相互理解や治療法に関して何かしらのマイナス面があったということになる。この協力医療機関だが、実際に丁寧な検査や治療が受けられる医療機関は全国でも4、5か所しかない。これは全国に84か所登録があるが、丁寧に見ただけだと感じているのは4、5か所である。理由としては厚労省が発表した「心身の反応」、「機能性身体症状」ということに定義づけられているために、実際の症状や病態への理解が現場ではなされていないということにもなる。昨年7月に医師会より「HPVワクチン接種後に生じた症状に関する診療の手引き」というものが発行された。この手引きの中を見ると、心因という言葉を用いないようにとある。痛みに関しての記述はとて多いが、検査に関するアドバイスが3つしかなく、少な過



ぎる。編集した委員は「打ったことを忘れなさい」という医師がいたり、ホームページには今の産婦人科学会の理事長がコメントしているが「“HPV ワクチン接種後の様々な症状に対するための診療の手引き”を作成したことを高く評価する。この手引きの発刊を機に、ワクチン接種の勧奨が再開することを期待する」と驚くべきコメントが書かれていた。患者の症状の改善の手引きではなかった。

県内の患者は有効な検査や治療を求めて県外に入院や治療をしている方もいれば、それらが受けられず症状が重症化している方も多くいる。重篤な患者の中には外に出ることすら難しいかたもあり、私の娘のように長い距離を歩くことが困難な患者や、激しい頭痛で薬も効かなくなる患者、診察室や待合室で意識が無くなり失神してしまう患者など、医療機関が遠いということも患者の負担になっているということになる。

研究や治療に正面から取り組もうとしている医師たちは外部医療機関に対して協力を求めているが、それに対して協力医療機関が設置された診療の手引きを発刊し、やることをやったからワクチンを再開すると言っている医師たちもいる。

こういった問題を踏まえて、厚労省の職員や医師、患者による対策検討部会を設置していただいて、本来の意味において医療機関を充実させていただくような内容を考えていただきたいということを要望したい。

国への陳情の中の「健康被害救済の手続きの簡略化、及び迅速な審査」の要望である。定期接種と任意接種というものがあり、被害者のほとんどが国の緊急促進事業で、任意接種で打っている。任意接種を打ったかたの中には自費接種のかたも含め、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に機構法があり、その法律に基づいて救済を申請する。

定期接種の場合だと副作用があって救済を申請する場合、受診証明書というものがあるが、これは診断書名だけで診断書は必要ない。任意接種の場合は先生が書く診断書が必要になる。その内容はどのように起こったとか、何を使ったのか事細かく書かなければならない状態である。その他に受診証明書というものがある。それらをセットにして患者が救済を申請するが、国の緊急促進事業の被害救済ということで、機構法で救済が受けられるかどうか審議がされるのは1年ぐらいだが、去年から変わったばかりである。今年になって救済されたかたは2年前に申請をされたかたである。書類を集めることも私たちにとっては苦労の連続で、副作用の救済をしたいが医師が自分に責任があると感じて診断書をなかなか書いてくれないなど、神奈川では横田先生に患者が集中し、書く時間も大分取られると聞いている。申請には労力、診断書にかかるお金、待つ期間がある。やはり毎月発生する医療費もばかにならない。審議されるのに1年は遅いのではないか。任意接種救済の財源だが、ワクチンの製造メーカーからの拠出金になる。定期接種の場合は国民の税金からである。

「国による恒久的支援の構築や既存の社会福祉サービス利用のための認定」の要望については、現在のところワクチンとの因果関係を証明できるものはなく、なぜこのような症状が発症するのも不明だが、ワクチンが絶対に関係ないと言えない状況である。厚生労働省は因果関係が否定できないとして、副反応だと訴える患者たちの救済を認定している。しかし、その救済に対しては、

申請しても認定されない患者もいる。既存の福祉制度を受けるために、可動域テスト、記憶テスト、精神機能テストを受けて障害者認定を受け、手帳や特別児童扶養手当を取得できたかたもいるが、症状に一定さがないので申請しても認定されない場合も多くある。医師に診断書を書いていただいても、自治体の再テストで良い結果が出てしまうという話もよく聞かれる。症状は、多くの患者に病態特有の症状に波があり、長期間にわたり変化が継続している。早い人では発症から5年を経過し、その不安というのが生涯にわたるものとなっている。そこで、その不安を払拭するべく、今ある福祉制度や難病指定などで認定を受けることにより、新たな基準でこの被害者たちが今の社会に受け入れられやすくなるようにバックアップしていただきたいと思っている。

### ＜陳情者に対する質疑＞

渡辺

現状の救済について、横浜市と県が独自の救済措置を行っていたが、今年度からやめている。その理由として国が審査を始めたと聞いている。ただ、間が空く。国で認定されるとか、それがされない限り、県もしくは横浜市からの支援は一度途切れているのか。

子宮頸がんを発症した場合の死亡率が高いというのが、これを勧奨する1つの理由になっていたが、発症する確率は。

陳情者

2点目であるが、HPVウイルスが子宮頸がんの原因という定義がある。そのウイルスが感染しても、2、3年で9割が自然排出される。約1割のかたで感染が長期化した場合にがんへの進行が見られるが、がんになる前に何段階かあり、その前がん病変への進行は今のワクチンの16型、18型で10万人に対し、7人の割合である。ここで適切な治療が行われた場合には治癒率は100%という報告がある。

ワクチンの免疫効果の持続年数であるが、現段階では9.4年で、全体の効果の結果はまだ出ていない。国内の死亡者数は2014年統計で、20～24歳が2人、25～29歳が21人、30歳代が167人、40歳代で466人、50歳代で481人となっている。ニュース等で年間3,000人の死亡者と発表されているが、ほぼ40歳代以降の方である。

県からの救済は終了したということである。要望は出しているが、一度回答があり、認定されるまでの期間がどこを終わりにしていいのかわからないためということであった。横浜市も同じである。これは昨年10月31日までであった。

渡辺

県の支援は事実上国の制度が始まったといっても、認定されるまでは何もない状態になっているわけであるか。

陳情者

そうである。

野地

現在の状況はよく分かった。私としては、今症状を発症している方の治療を優先とし、これからそのような症状が出ないようにすると通常は考えるが、今でも任意でワクチン接種が行われていると認識している。因果関係が分からないということだと思うが、なぜ今でもワクチン接種が行われていることについて、なぜだと思うか。

- 陳情者                    はっきりとした因果関係が解明できていないからだと思います。
- 野地                      そうすると、まず因果関係をはっきりさせなさいと。そうしないと治療法も見つからない。ただ、国も動き始めたなかで、中止しないということ。私は止めようと思うが、なぜそれがなされないか。どう思うか。
- 陳情者                    やはりネット上で調べればすぐに目につくことである。製薬会社と医師との利益相反が多く関わっていると思う。
- 野地                      利益という話が出たが、被害者の会全体としては、そのイメージは強いと思ってよいか。
- 陳情者                    ワクチンに反対するというよりは、原因を解明してほしい。治療をしてほしい。お金に困っている人の救済をしてほしいという気持ちである。
- 根岸                      実際に娘さんも被害者であり、別に説明者の方の個人的な話でなくて構わないが、早い人で発症まで5年という話があった。なぜそれだけ時間がかかったり、すぐに医療につながらないのか。今までもワクチン被害者の声はあるかと町に聞いても「ない」との回答である。どのような経過をたどったのかということが1点。  
また、望まない退学を受けることもあるという話であったが、公立、大体中学校くらいに当たるかと思うが、公立中学校において不具合を受けた実態があれば教えてほしい。
- 陳情者                    私の娘に関しては、中学校ではワクチンの副反応という判断ができなかった。中学校にあるのが、起立性調節障害という診断が下っており、他に症状はあったが、やはり一定ではなかったので、期間ごとによくなったりする時もあった。副反応の診断が降りたのは1年前になる。それは症状が変わったからである。中学校の間は別の症状で来ていたが、対応が悪かったということではなかった。
- 陳情者                    私の娘は5年前にワクチンを受けた。このワクチンは3回受けるわけだが、1回目、2回目の間は1か月あく。2回目を打った後に不随運動等が出た。なぜ分からなかったかということ、医療機関でもワクチンでもこのような症状が出るといった認識がされていなかったと思う。小さい病院にかかり、その後大病院までいき、様々な検査を受けたが、原因不明であり、最終的には何もすることがないという状況であった。抗うつ薬をもらって帰ってきたが、親としても、本人としてもそういう精神的に病むような原因は見当たらないのに、色々な症状に見舞われるという状況であったので、訴えても先生は分かっていた。では、今まで他の子どもが受けてきたワクチンでなぜこのようなことがなかったのかということ、これは個人的な意見であるが、この薬は皆さんご存知かと思うが、遺伝子組み換えワクチンであったということで、これまで娘たちが受けてきたワクチンとは元々製造方法などからして違う。どんなことが人の体に起こるか分からない状況なのではないかと素人ながら思うが、こういうも

のを体に入れてしまい起こっている状況が、今まであった病気と照らし合わせ判断するのは難しかったのではないかと考えている。なので、結果診断も遅れたのではないかと思う。

根岸

状況は違うが、私も発達障害の親子さんとも関わり、最初何が何だか分からないという所から始まり、どんどん年数が経ってしまう。要するに学校の先生でもこれはちょっとという認識していただける方がいなかったということ。また、自治体に相談されたということはあるか。

学校関係者でも、認知度が低いのではないかということ。

陳情者

娘の症状は1年半の間、同じ状態できて昨年の3月ごろから変化が見られた。まず、中学の時には病院にかかっていたということがあり、高校になってから症状が変わったが、自治体に相談するという頭にはならなかった。それはワクチンかどうかということが半信半疑であり、自分で進めた。夏ごろに診断を受け、県の救済がちょうど始まったので、その際1番先に救済を受けるに際し、どうすればよいか、二宮町に電話をした。

後から二宮町はどうだったかを確認するために調べたが、議事録が出てきた。そこで平成25年9月30日付で、文科省が全国に調査をしたという経過が載っていた。その中で調査期間ということがあり、ちょうど娘の症状が出た時期が調査に関わる時期かどうか微妙な時期であった。もう少し調べてみると、欠席日数が30日以上を対象としたという議事録が出てきた。私の娘は夏休みに入る手前だったので、それもあり、2学期になっても私が起立調節障害も何とかすれば治るという感じでけしかけていたので、できる限りの本人の努力もあり、欠席日数が30日を超えることはそれ以降なかったので、学校からも思春期に多い病気だと思われていたのではないかと思う。

### <執行者側への参考質疑>

渡辺

子宮頸がんワクチンの接種勧奨について、勧奨をやめた経緯について教えてほしい。

保健予防班長

二宮町においては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金を活用し、平成23年1月より任意の接種を開始した。任意ではあるが、公費負担によるものであった。23年、24年と任意接種が行われており、平成25年4月1日より予防接種法が変わり、定期接種になった。その年の6月14日の厚労省よりワクチンとの因果関係が否定できない、持続的な疼痛がワクチン接種後、特異的に見られたことから、副反応の頻度がより明らかになり国民に適切な情報提供できるまでの間は、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの通知がきたので、積極的勧奨を差し控えている状況が続いている。

渡辺

町に、症状に対して、こういう症状が疑わしいなどという、申し出があったからということではないのか。

保健予防班長

厚労省からの通知で差し控えている。

渡辺

このことを知ってから、町で勧奨しているインフルエンザワクチンや、高

齢者肺炎球菌ワクチンなど、私は事業としては大切な事業と考えているが、質的に違う事業と認識されているのか、こういうことが起こりうるとすれば、町としての危機管理はどのように考えているか。

健康福祉部参事 定期接種となっている。予防接種法に基づき町も動いている。国の指示、県の指示に従い、措置をしていくので、昨年6月14日付の差し控える旨の通知も、その日から動いた。他のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌については今のところ指示はきていないので、通常どおりの啓発を行っている。

露木 23年からの接種であるが、町で接種した方の人数を教えてください。また、通達があった頃、ネットで噂、新聞やテレビでの情報で町に入り、内部的に話し合ったことはなかったのか。

保健予防班長 平成23年1月から開始で、22年度中は197名、23年度は441名、24年度は111名、25年度は15名、26年度は1名、27年度以降は0名となっている。

健康福祉部参事 25年4月より定期接種を行っていたが、そこから6月までの2か月、具体的に調べたわけではないが、マスコミや新聞報道で症状が出ているというのは個人的に入っていた。それで6月14日に厚生省の副反応部会というのが開かれるという連絡が入り、その時にもしかすると指示が出る可能性があるので、待機しろと。14日中に指示が出て、その後の行動に移ったというわけである。

露木 中郡医師会での集まりで話題になっていたか。

健康福祉部参事 記憶で申し訳ないが、マスコミや報道機関での情報は出ていたので、議題として挙がったわけではないが、先生どおしの会話の中では出ていたと記憶している。

露木 相談がないということについて、役場ではなく病院に行くと思う。ただ、子宮頸がんワクチンの話をしても、認識のない方も多い。その時にどうするかというと、アンケートを取ることや、発信をしないと難しいのではないかなと思うが、その点についてはどうか。

健康福祉部参事 行政としては、全体的な話の中で申し訳ないが、国の制度が変わってきているし、県の制度も変わってきている。その辺を合わせながらやり方を研究させていただきたい。

根岸 調査を是非実施してほしいと思っている一人である。まず、これは条例の中であるが、二宮町予防接種事故調査委員会規則というものがある。これはどのような時のためにあるのか。

また、平成25年の神保順子元議員の本会議質問時にも、アンケートをしてどのように使用するのか、しっかり考えないといけないということで、アンケートを行わないという答弁をされている。今の答えだと前向きに行うのかなという印象も受ける。調査の実施について、どうしていくのか。取り掛かる考えは持っているのか。

学校関係であるが、30日以上の欠席ということであったが、ある程度の枠を設けた中では引っかけからなかったということがあるが、学校にもっと周知方法を深くする方策は取れるのか。

健康福祉部参事

事故調査委員会について、過去に事例がない。具体的なものは今後になる。2つ目の質問について、調査の内容であるが、具体的に自治体からアンケートについては、どのような目的をもって行うのかや、項目についてもこれから研究して進めていきたい。

教育総務課長

平成25年に行われた調査については30日以上欠席ということがあるので、その時の調査にはないと、議会にも回答している。

また、2点目については、健康福祉部と情報を共有し、情報を得たら、周知をしていくことはできると思う。

根岸

周知については、よろしく願います。調査については場合によっては行わないということになっている。当時も鎌倉ではやっているのになぜできないのかという質問になっている。秦野のホームページを見たが、調査結果を公表している。どうして調査をかけたのか、秦野市の職員に伺ったが、それは困っている方がいるということであれば、そこは国や県の制度につなげるしかないで、そこをきちんと把握していくために行うと。当時議会でもそのまま取り上げられたといった経緯があった。また、ほかのワクチンでも保険を使う実態があったのという、経験値があったからだと思う。二宮町はなかなか経験値がないといったところで、怖がる場所があると思うが、最低765名のワクチン接種者に聞いていかないといけない。秦野は調査結果が出たグレーゾーンのかたについて、市が責任を持ってということではなく、保健師や個人で後追いをし、どこかにつなげていく役割をするということがあった。町では責任を取って補償するというよりは、被害者の方に寄り添う行為が一番大事であり、どこかへつなげるアクションを起こすべきだと思う。町のPRにしても弱い。ホームページを見ても、赤字で「勸奨の一時差し控え」と表記されているが、秦野は「お勧めしていません」と表記している。書き方の違いも与える印象が違う。そういった意味では町の意味が全く現れてこないというように見ているので、是非とも調査をするということをお答えいただきたいがどうか。

健康福祉部長

ここでは調査をする、しないについては言及は避けたい。ただ、末端行政として何ができるか、これについては研究、検討していくことについては約束させていただく。

休憩 12時20分

(傍聴議員の質疑：一石議員)

再開 12時23分

### ＜意見交換＞

渡辺

国へ意見書を出す分。町に調査の要望を出すことについて根岸委員より話が挙がった。採択したとすれば、意見書は国と県と町の3つ出すのか。

委員長

町には出さない。国に意見書を出し、町はこれを採択することが我々の意思を示すということである。

意見交換というより確認の意味合いが多かった。

**<一括討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは、陳情第 9 を採決する。陳情第 9 号を採択とすることに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第 9 号は採択と決した。次に、この陳情に関する意見書案の作成については、どうするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任の声があったので、意見書の作成については正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。次に、陳情第 10 号を採決する。陳情第 10 号を採択とすることに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって陳情第 10 号は採択と決した。以上で陳情第 10 号の審査を終了する。暫時休憩とする。

休憩 12 時 26 分

再開 13 時 25 分

---

**③二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 42 号)**

委員長

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 42 号)を議題とする。

**<補足説明>**

なし

**<執行者側への質疑>**

渡辺

それでは、いくつか質問をする。まず、一点目は、改正点だか建物の基準ということで、4 階以上の建物について述べていると思う。

4 階以上の建物で、保育を行っている施設が本当にあるのか。

保育士の資格について、述べているが、二宮町の現状で足りない状況があるのか。

現条例では、この施設について「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡する」としているが、その理由は。

それから附則の方だが、当分の間という表現がされており、当分の間とは、どういう風な範囲、期間を指しているのか。

第 30 条第 2 項の各項で定める合計数が 1 となる時とあるが、分かりにくい表現なので、もう一度意味を確認したい。

あと、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士とみなすことができるという意味にとったのだが、その資格の違いについて説明をお願いします。

子育て支援班長

初めに、建物の基準の質問だが、4階以上の建物で、小規模保育事業と事業内保育を行っている事業者は町内にはない。

2点目の保育士資格について、定員に満たないところがあるのかという質問は、二宮町では、この事業を行っているところはないので、そういうこともない。

現条例での、付室の関係だが、階段の前に一つ小部屋を設けることにより、避難階段とかに火や煙が入らないように、安全な対策を行うことを規定している。

当分の間とは県に確認したが、はっきりは決まっていない。おそらく、待機児童がなくなり、保育士が充足されるまでと考えられるとのことだった。

他の市町村、これは政令指定都市になるが、同様の条例改正で、当分の間という表現は使わないまでも、保育の受け皿が拡大され、一段落するまでの緊急的な時限措置であるとしている。当分の間に関しては、今のところいつまでかという規定はない。

合計数が1となる時については、保育園の預かりをする年齢に応じたものであり、例えば、乳児だったら3人につき1人、1~2歳であれば6人につき1人ということで、保育士の人数を示している。

保育士と幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の違いは、保育士は厚生労働省、児童福祉法に基づいて、保育中心という資格である。幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭は、学校教育法に基づく、教育中心のもので文部科学省が主体となって資格を出しているものである。この保育士の配置基準に緩和によるものは、国から通知がきていて、年齢層で分けることが望ましいとある。例えば、幼稚園教諭については、3歳以上を保育することが望ましい。小学校教諭については、5歳児を中心に保育することが望ましいとある。

渡辺

一点目は、二宮町には、該当する施設がないとのことであるが、保育士の充足状況は、家庭的保育事業所A型、事業所内保育に限らず、全体として、どうなのか。

あえて、「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備」は、安全性を勘案してこのようなことを建築基準法施行令にあったと思うので、なぜこれを外すのか。これで安全性が担保できるのか、もし安全性が担保できるのであれば、元々、建築基準法施行令に位置づけていることがおかしいのでは。

当分の間は、待機児童がいなくなるまでということと私も思ったので、理解した。

国からの指針で、幼稚園の教諭は3歳以上、小学校の教諭は5歳以上が望ましいとなると、実際に保育にあたる場面はなくなるのではないかと思われる。

待機児童がなくなるまでを当分の間と規定すると、当分が過ぎたらどうなのかと疑問を持つ。今は規定がないのであれば、この条例をあえて変えない、その場合に二宮町に不利益が生じるのか。

子育て支援班長

全体としての保育士の充足状況は、特に不足していることはない。窓の項目を削った理由は、建築基準法施行令そのもので窓の項目がなくなっ



たことに伴うものである。

保育をする場面がなくなるのではという質問については、保育士配置が不足した場合に、緩和したということであるので、そのような場合には保育する場面が出てくるのではないかと思う。また、国からの通知では、保育に従事したことがない保育士以外の資格の方には、研修の受講を促すことになっている。

当分の期間が過ぎたらとは、附則に記載されているので、特例的要素が強いので、本則に戻るのだと思っている。

国の法律が変わったとしても、町に施設がないため、町の条例を変えない場合に不利益は生じるのかについては、町では、家庭的保育であるが、神奈川県では同時に児童福祉施設の基準の方も改正している。その中に当然保育所の基準も入っている。その中に、保育士の配置の緩和基準も含まれている。町で規定する小規模保育事業所 A 型、事業所内保育と普通の保育所も同様の認可基準があるので、同じ認可基準の中で、県は OK であるが、町はだめだということになってしまうことになる。

渡辺

幼稚園・小学校教諭が保育する場合には、研修を受けるよう促すようであるが、条例改正の提案理由で省令に改正があったからとあるが、対象となる施設がないとのことなので、変えない場合にはペナルティがあるということではないのか。後で補助金が減らされるとか。

子育て支援班長

それはない。

露木

今回の条例改正は、待機児童の解消策として、このような措置が附則で入ってくる。それでいて、町には特に施設がなくて、ペナルティもないにも関わらず、どうしても条例を変えなくてはならないというのが聞き取れなかったのもう少し、理由を聞きたい。

先ほど、整合性がとれないということがあったが、保育士が子ども何人に対してこのくらいの人数を付ける人数は市町村によって違うと思う。県と整合性がとれないとまずいのか。

子育て支援班長

どうしても、条例を変えなければいけない理由は、施設はないが、今回変える小規模保育事業所 A 型、事業所内保育の 20 人以上に関しては、認可保育園と同じ基準が適用される。

県の方で認可保育園の基準を持っているが、県でも同様に改正を行っている。県が改正を行っているのに町が改正されていない状況になると、内容に差が出てきてしまうので、今回ここで改正をするものである。

保育士の関係は、国の保育の基準に基づいて決めているので、裁量はこの条例の中では考えていない。

露木

県と町の条例に差が出ることについて、なぜいけないのか。

附則と条例改正が一緒に出てきているので、分からなくなってしまう部分ある。認可保育園と同じ基準になるというのは、A 型は関係なく事業所内保育のことをいっているのか。

子育て支援班長

県と町の条例に違いがあるとなぜいけないのかということは、A 型と事業所

内保育所、両方とも、認可保育園の基準が適用されるので、県の条例に則ったものでやりたいと思う。

露木 私心配しているのは、今回、条例改正によって、例えば、小規模保育の A 型、B 型、C 型があり、それぞれに決まり、基準があるのは、必要があるからなのでしょう。建築基準法が変わったからということがあったが安全性の部分について、施設がなく、待機児童がいないのにも関わらず、条例を変える必要があるのかなというのが疑問。

子育て支援班長 小規模 A 型と事業所内保育所 20 名以上については、認可保育所と同じ基準で県が認可を持っているので、町もその基準に準じて、認可をするので、それに基づいて改正する。

これから、該当するようなものを作る話があっても、これからすぐに条例を変えるということができないので、事前に県と合わせて、このような改正を行うものである。

二宮 待機児童がいないと話があったが、二宮町の人口比率からすると現在、保育園に通っている人数に対して、器がないからゼロなのか、人口対比からみるとどんなものなのか、分かるか。

(「聞いている意味が分からない」との声あり)

子どもの数と比べてどうなのかということだ。

委員長 待機児童が何人かいたら、子どもの数に対して、多いとか少ないとかを聞くのは分かるけど、待機児童がいないのだから…。

二宮 器がないから、潜在的に隠れている数字が見えないだけなのでは。保育園とか預かるところがないから。待機者がゼロというのは、預けたい人がいないというのを含めてゼロなのか。

委員長 質問は、待機児童ゼロと言っているが、潜在的な待機児童がいるのではないかということではないか。

二宮 そうである。

子育て支援班長 そのようなニーズはあるのかもしれないが、実際、町の方には申請が上がっていないので、分からない。

野地 改めて、待機児童の定義をうかがう。

子育て支援班長 保育が必要な方で就労、妊娠、出産、保護者の疾病で長期入院、災害で求職活動を行っている方などが保育園申請していて、入れない場合が待機児童となる。

野地                   もう少し、分かりやすく、教えてほしい。今、働いている人が預けなければ復職ができないのが待機児童というのは良く分かる。うちの子どもを預けたら、仕事ができるかもしれないと言われたら、それは、待機児童と言えるのか、言えないのか。

子育て支援班長       預けたら仕事ができるということは、待機児童には、あたらない。

野地                   預けられたら、私絶対に仕事がしたいが、と言って申請をした場合は待機児童になるのか。

子育て支援班長       求職活動で確か3か月以内に、必ず職を見つけることで保育園に入れた場合に、3か月经っても見つけられないと退園になる。

野地                   それは、待機児童にならない。

子育て支援班長       そうである。

休憩 13時50分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時50分

### <討論>

渡辺

私は、条例案に反対の立場で討論する。

一点目は、建築基準法施行令、自体が変わっているとのことであるが、安全に関することであるので、これは優先順位が高いと考えているが、これを保育設備で除外してしまうのは、理解に苦しむ。

二点目は、当分の間という表現が附則に入っているが、解釈としては待機児童がなくなるまでということだが、解釈によっては、事実上無期限になる可能性がある。ここでいっている内容は、保育士の数も、質も小規模保育事業所A型、事業内保育施設に限定はしているものの、そのような形での緩和はどうかと思う。

色々条件は付くようだが、性質・目的が、幼稚園と保育園とは全く異なるので、そこで教育に当たっている先生を保育士と見なすという発想自身に理解に苦しむところである。

子育て支援を打ち出して、待機児童解消を政府としても謳っている中で、この二つの小規模保育事業A型、事業所内保育に限って出してきたのは、苦肉の策だと思う。

二宮町では、適用される場面は、現在はないということであるが、将来を考えた場合も、やはり、保育時の安全を犠牲にしかねない部分もあるので、それから質を維持していく意味でも、先ほど、ペナルティは特にないというお話もあったので、町での条例化は必ずしも、必要ではないと考える。むしろ、町は潜在的な待機児童の話も出たが、その把握も含めて、今後、保育時の安全も大切にしながら、待機児童に配慮している町だと打ち出せばよいと思う。

### <採決>

委員長

それでは、議案第42号を採決する。議案第42号を可決とすることに賛成

の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4 対 2

賛成 野地・根岸・前田・二宮 各委員

反対 露木・渡辺 各委員

委員長

挙手多数である。よって議案第 42 号は可決された。以上で議案第 42 号の審査を終了する。執行者側の退席をお願いします。

---

#### ④閉会中の継続調査について

委員長

継続調査については、先日、委員会を開催して申し上げた通りである。引き続き継続調査とすることについて「(仮称)大人も子どもも輝く里づくり 心身きらり条例の制定について」と「地域と学校のあり方について」。この 2 つを継続調査といたしたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

以上を持って、本委員会に付託された案件についての審査は終了とする。ご苦労様でした。

閉会 13 時 58 分